

内部監査の実施状況について

（令和6年3月31日現在）

神奈川労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和5年10月5日 ～ 令和5年10月27日 （総務課） 令和5年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・資金前渡官吏に関する事項 ・その他 	超過勤務命令簿の記入誤り、宿泊を伴う県外出張の際に提出するチェックシートの提出漏れ、出勤簿への「出張」表記漏れ等が確認された。 その他については概ね適正な事務処理が行われており、記載漏れについてはすでに修正され、軽微な表示誤りや押印漏れについては即時に是正された。	超過勤務手当の支給漏れには該当しなかったが、書類作成に当たり記載内容の確認を徹底し、再発防止に努める。 また、県外出張に係るチェックシートの提出については、出張復命書にチェックシート提出に関する注意喚起文を記載する等、提出漏れを防ぐための措置を講じた。 内部監査の監査結果について各所属に周知し、軽微な事務処理誤りについても適正に処理するよう指示した。
横浜南 労働基準監督署 他11署	令和5年11月2日 ～ 令和5年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	超過勤務手当の支給漏れ、超過勤務命令簿の記入誤りが確認された。また、公用外出簿とICカード乗車券使用簿との記載内容の相違が確認された。 その他については概ね適正な事務処理が行われており、記載漏れについてはすでに修正され、軽微な表示誤りや押印漏れについては即時に是正された。	超過勤務手当の支給漏れについては既に追給が行われており、今後はチェック体制を強化し、誤記入の見落とし防止に努める。 超過勤務・旅費に関する書類作成についてもチェック体制を強化するとともに、ICカード使用者へ記入漏れがないよう周知を行った。 内部監査の監査結果について各所属に周知し、軽微な事務処理誤りについても適正に処理するよう指示した。
横浜 公共職業安定所 他14所 (内1出張所)	令和6年1月10日 ～ 令和6年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	超過勤務手当の支給漏れ、非常勤職員の年次有給休暇の繰越日数誤り、宿泊を伴う県外出張の際に提出するチェックシートの提出漏れ、公用外出の際の定期区間に対するICカードの誤使用が確認された。 その他については概ね適正な事務処理が行われており、記載漏れについてはすでに修正され、軽微な表示誤りや押印漏れについては即時に是正された。	超過勤務手当の支給漏れについては既に追給が行われており、今後は給与報告前のダブルチェック徹底を図り再発防止に努める。 年次休暇の繰越日数については繰越の考え方を文書にて各所属に対し周知し、再発防止に努める。 ICカードの誤使用については使用者に対し使用方法の周知徹底を図ることにより適正な事務処理を行うこととする。